

問 44 : 石綿にばく露した可能性があり、肺がんと診断されましたが、認定基準での取扱いはどうなるのでしょうか。

【回答】

原則として、石綿暴露労働者に発症した原発性肺がんであって次の 1 又は 2 に該当する場合、石綿による業務上疾病と認められます。

1. じん肺法による胸部エックス線写真の像が第 1 型以上である石綿肺の所見が得られていること。
2. 次の (1) 又は (2) の医学的所見が得られ、かつ石綿暴露作業への従事期間が 10 年以上あること。
 - (1) 胸部エックス線検査、胸部 CT 検査等により胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が認められること。
 - (2) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

ただし、上記 (2) の場合であって、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上（注）認められたものは、石綿暴露作業への従事期間が 10 年に満たなくとも業務上疾病と認められます。